

秘密指定解除

公文書監理室

極
秘

韓国側が日請求権問題に對する件

(二二二二二二二)

今までの日韓交渉において、日本側は、「日請求権の解決に關する日本國との平和條約第四条の解釈についてのアメリカ合衆國の見解の表明」にて既し、韓國側の合意を取り付けるよう努力しておたが、左記の趣旨により、わが方が右の「見解の表明」の "Releasant" 条項すなわち「しかしながら、日本國が平和條約(四条)において有効と認めたこれらの資産の處理は、合衆國の見解によれば、平和條約第四条に規定されている取扱の考慮において直接受けをもつものである。」によって待るところのものはまわめて少額であると認められる。

記

一 第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張し

た金額は概算三面三十七萬円であると計算（額定をまわ。）され

る。（測量一課題）

（1） 調査表上の取扱に際らし外務省として韓國側に相当有利と認め
るラインで前記対日請求権の各項目を整理計算した結果の合計は

[REDACTED]
[REDACTED] を出なべと額定される。）

とす事なし。

（II） 前記の米國政府の「見解の説明」の中の "relevant" 余要を轉
載せられることによりて前記の韓國の有効な対日請求権
が算定される限度は、次のとおりである。

（1） 韓國の請求権の全体とわが國本請求した請求権の全体とを相
較する場合は、わが方の請求した請求権を「いかなる程度まで

（註） 相較に用ひるかによつてセヨから韓國の有効な対日請求

相の金額までの間となる。

前記の極度を大きくすることはこれまでの日韓交渉の経緯にかんがみ、現実的な政策とは考えられない。

(四) 民間の債権債務（附款二の第四項及び第五項同）についての
み相殺を行う方式を採る場合は、[REDACTED]にすぎない。

（五）ほか、日本政府の韓国政府に対して負う債務のうち賃業
な部分（附款二の第五項同）をも相殺する場合は、[REDACTED]
すぎない。

（注）

日本國と韓國との間の特別取扱は、在韓日本資産を
韓國政府が引き取つたことによりいかなる程度まで日
本国に対する韓國側の請求権が消滅し、又は充足され
たと認めるべきであるか、その極度の決定を含むこと
となろう。

（平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国
の見解の表明）

四　他方、わが國は既往のオーバン勘定費^貸超過高として約百七十億円（四千七百万ドル）を内債証券として有している。

秘密指定解除

公文書監理室

極
秘

別紙一

韓国が主張している対日請求権の内容と金額

		補足資料
第一項 韓国より運び来りたる古書籍、美術品、骨董品、その他画宝、地図等の返還請求(請出願)による。	(1) 昭和二十七年度会談提出項目 昭和二十七年三月三十日韓国が提出した「韓国間財産及び請求権(民要綱)」による。 原版及び複数と底盤を返還すること。	(2) 昭和二十八年度会談提出項目 昭和二十八年五月韓國が三国にわたる提 示した「アーチ・モアード」による。 古墳の金額は確定数字
第二項 一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮総督府負債を消滅する」と、内訳	(1) 韓國國府、歴史的記念物(美術工芸品、古書籍その他)返還請求 (2) 韓國原版、実測地図及び海図 (3) 海図原版のみ本邦に存在せず、世 界圖及び地質圖の原版は存在しない (4) 海図返還請求(日本海図提示打合せの件) (5) 海図返還請求(日本海図提示打合せの件) (6) 海図返還請求(日本海図提示打合せの件)	(1) 韓國文化財の評価は困難である (2) 海図原版のみ本邦に存在し、世 界圖及び地質圖の原版は存在しない 年方至一九四五年間にかけた対日 返還量二億五千万グラム (7) 韓國側出版物による 終戦時価格一億三千八百五萬とし て算出
第三項 一九四五八年九月以後韓国より付賃又は送金された金額を返還する」と、内訳	(1) 郵便鳥賃新金韓國側受け取り勘定 一九四五年九月二十九日 (2) 貸借決裁基準の日後ににおける韓國側受け取り勘定 一九四五年九月三日 (3) 簡易生命保険貯蔵受取金 計 三九一三五三九六円 (4) 簡易生命保険積立金預金部預金 同 余裕金 (5) 大蔵省預金部登録開設 計 一四〇四一六六七円	(1) 郵便鳥賃新金韓國側受け取り勘定 一九四五年九月二十九日 (2) 貸借決裁基準の日後ににおける韓國側受け取り勘定 一九四五年九月三日 (3) 簡易生命保険貯蔵受取金 計 三九一三五三九六円 (4) 簡易生命保険積立金預金部預金 同 余裕金 (5) 大蔵省預金部登録開設 計 一四〇四一六六七円
第四項 一九四五年八月九日在韓に本店又は主に支務所がありたる法人の日本に在る財産を返還すること、並びにその管理状況の照会の件	(1) 門司銀行(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会)の在日財産、(2)大蔵省管 理、清算状況及び同所有有価証券再発行状況の照会の件	(1) 門司銀行在日財産清算 (2) 在外会社在日財産清算 (3) 在韓本社法人三日丸社の在日財産、(4)大蔵省資本 並びにその管理状況の照会の件

(3) 朝鮮銀行券發行準備在日分還元。
(その方法及び時期に対する日本側意見照会の件)

(注) 二の項目を置く場所とした所以には必ずしも適当ではないかも知れぬ。

(4) 下記にある朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産の返還。(その方法に関する日本側意見照会の件)

(5) 旧朝鮮經濟府東京出張所資産(朝鮮總督府鐵道局局員共済組合財産の返還)
(その管理状況照会の件)

(6) 東京にある朝鮮獎學會維持財團の在日財産の返還。(その現況に関する懇意会の件)

(7) 田李王家財產韓國國有化に関する件

第五項 韓國国民(法人を含む)の日本國又は日本國民(法人を含む)に対する日本の國債、公債、日本銀行券被徵用韓人の未収金及びその他請求権を決済すること。

本側意見照会の件

(1) 韓国人(法人を含む)所有の日本有価証券(公債、社債、株式その他の証券の償還、その他取扱方法に関する日本側意見照会の件)

(2) 韓國內における交換回数としてCAPより並びに日本銀行員仕合会下に発印せられた日本銀行券及び日本政府紙幣代りの清算。(その方法並びに時期に対する日本側意見)

(3) 朝鮮銀行が終戦直後立替払いした日本政府一括会計才出國庫金七百三十九万円及び日本銀行に対する貸越金一五八、八八九、八四三円の清算。

本九〇一七田へ八日目 円

(4) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、被殺者七百八〇名(未確定概数、名簿提出可能)に対する年慰金等措置に関する日本側対策又は意見。

(5) 太平洋戦争中韓国人被徵用労務者(一九四六年九月三十日現在申告者数

一百五十五名内徴用中死亡者一二六〇三

評議困難

昭和二十六年政令によつて清算建物売却代金(三元五〇〇〇〇円)(元持株登録人による)

韓國側

(1) 韓國側の日本公社債券有価証券(一九五〇年六月一日)、(韓國側出版物による)
(注) 上記し第四項の(1)及(2)と重複する。

(2) 計 一九五〇年六月一日 円
(大藏省資料による)

(3) 一九五〇年六月一日 円

名、同負傷者約七〇〇名)未確定

数あるも、名簿提出可能()に対する

諸未払金及び弔慰金等。()との相應

に関する日本側対応又は意見()

(6) 韓国人被徵用労務者に対する諸未

払金供託分に対する資料()

(7) 韩国人が日本及び日本占領地域さ

り帰國の時、当該地日本官憲に張制

的口帳管寄託せる日本銀行券、日本

軍票、日本政府紙幣等の清算

(8) の余債返済及び同代り金清算方

法並びに時期に対する日本側専門的

意見()

(9) 諸未収金項目別清算金額提示並び

に日本側資料と聯合依頼の件

(10) 朝鮮電業株式会社汽文品代金

前渡金 六一八七四六七円

(11) 京城電氣株式会社

前渡金 一九二〇九〇八八円

(12) 南鮮電氣株式会社

前渡金 一三三六〇三円

(13) 西鮮合同電氣株式会社

前渡金 二八三二八〇六円

(14) 馬華会埠馬代金前渡金

八百一十五円

(15) 在外日本軍部機關供託金等

一九三三一九三四

(16) 麻渠代金未收金(日本厚生省外)

一九八五七三五円

(17) 交通部運賃兼車券代之め他未

收金 三二九八〇・三八六円

(18) 林產物供出代金未收金

五九六五六三七円

(19) 朝鮮食糧營團未收金

八八九一〇円

(20) 藉工品代金未收金

五三九九五四三二円

(21) 水利組合連合会關係未收金

五五五五五二円

(22) 農地開發營團未收金

五五五五五二円

三五六〇三一一日

(五) 放送局注文品代金前渡金
一一五・六〇四円

(六) 専売局関係未収金

五一四・一三九円

(七) (日本私営保険会社及び金融機関
に対する債権)

(一) 韓国人加入者に対する日本十九

生命保険会社の生命保険責任準備
金

(二) 同 未経過保険料清算

(三) 十三損害保険会社の未払保険金

(四) 同十三会社に対する朝鮮火災
海上保険会社の再保険回収金

(五) 日本側在韓支店銀行の預金並
びに島替組戻しその他離賃代払

(六) 日本内銀行に対する個人預金

(七) 日本国銀行の発行せる送金島替

にして受け取らざる分

計 七〇二・〇八八・三七九・八四

第六項 韓国国民(法人を含む)所有の
日本法人の株式又はその他の証券を

法的に認定すること。

第七項 前記の諸財産又は請求权より生
じた諸果実を返還すること。

第八項 前記の返還及び決済は協定成立
後即時開始遅くとも六ヶ月以内に終
了すること。

合 計 一八・七八三・二五五・六三四・八四 円

(注)

本合計額には、金地金を除く、第一項の各項目及び第四項の(4)、(5)、(7)、第五項の(4)、(5)、(6)、(8)算入されていない。

又、第四項の(1)の両銀機関と、(2)の在外会社の資金の大半は有価証券(約10億円)から成つてあり、

第五項の下段の韓國の公社債保有額推定一〇五億円を重複するので、累計額二五・七八三・二五五・六三四、八四円から重複推定額七〇億円を控除して一八・七八三・二五五・六三四・八四円を合計額として計算上した。

以上、韓國側が正式提示を涵保している請求項目及びその概算金額をしきりに示すもの次とおり。

(昭和二十八年度会談提示)

一、韓国人官吏に対する恩給等諸未払金

約五〇・〇・〇・〇・〇・〇・〇円

二、第三国所在の韓国人(法人をも含む)財産回収又は補償

五・〇九・四・一・三・四・四円

三、(1)日本法人に対する韓国内金融機関の済り資金

二一・二・三・四・一・七・六・三円

(2)日本人に対する韓国内金融機関の済り資金

一六・二・二・一・〇・二・一・五円

(3)日本法人並びに日本人に対する仮払金

一・一・六・一・七・二・〇・〇円

(4)日本法人並びに日本人の未納純金

一・一・七・六・一・七・二・〇・〇円

貿易補償金

一・一・七・六・一・七・二・〇・〇円

貿易保通金

一・一・七・六・一・七・二・〇・〇円

軍事行動による被害

一・一・七・六・一・七・二・〇・〇円

強制撤去並びに疎開による被害

一・一・七・六・一・七・二・〇・〇円

一九四五八年元日以後日本官吏の越権行為による被害

一・一・七・六・一・七・二・〇・〇円

張制供出による被害

一・一・七・六・一・七・二・〇・〇円

公共団体の破壊並びに企業整備による被害

一・一・七・六・一・七・二・〇・〇円

合計

一五・〇・一・七・六・一・三・六・一・〇円

総計

一五・〇・一・七・六・一・三・六・一・〇円

韓国に対する債務処理についての試案 (三二・一二・五)

項 目 处理方針

金額及び摘要

第一項

在日韓國文化財

国有の韓國美術品のうち引
渡し可能なものの若干を韓国に
引渡す

地金及び光銀

第二項

郵便貯金及び簡易生命保
険、郵便年金

韓国人が以前郵政省に対し
有した預金債権並びに朝鮮總
督政府経営にかかる簡易生命保
険及び郵便年金に対する債権
を認める。

評価不能

(1) 朝鮮における韓国人預入
金

(2) [REDACTED]

振替貯金

この貯金はおおむね事
業用に利用される点を
考え、昭和二十年五月
末

第三項
一九四五五年八月九日以後
における韓國よりの対日送
金の返還

この請求権は本院しない。

(5)	郵便年金韓国人分積立金	金	(4)	(3)
金	(4) と(5)については、簡 易保険積立金責任準備		本邦内韓国人保管証券	
金	及び郵便年金積立		簡易生命保険韓国人積立	

第四項

在韓本社法人の在日資産の返還

(1) 朝鮮機関財産

(2) 在外会社財産

(3) 朝鮮機関銀行の所

(4) 下開にある元朝鮮商道

(5) 漢城組合連合会（朝鮮農

(6) 元朝鮮教育財團財産

(7) 在日李王家財産

(1) 現存財産に対する韓国人持分を返還する。

(2) 在外会社についても右(1)と同様とする。

(3) 韓銀券発行の保証準備のうち金、銀は返還する。

(4) 韓国人持分を支払う。

算定不能

(ただし競争価格)

(5) 連合國最高司令部貿易に基く本件財産処理の効力を承認せしめることとする。

(6) 朝鮮人学生援護の本来の目的のために利用する。

（なお、交渉の経過によつては、本件財産の韓国への引渡しも考慮する。）

(7) 國際法上韓国の國內法は日本にまで及ばないから、認めない。

算定不能

第五項

(1) 韓国人（法人を含む）
所有の日本有価証券（公
債、社債、株式その他の證
券）の償還

- (2) 日本銀行券
- (3) 朝鮮銀行の国庫金立替

(1) 韩国人が合法的に所有す
る公社債、株式その他の証
券を償還する。

(2) 登録公債
朝鮮の道立病院、府、郡及
び法人並びに朝鮮人分の推
定

非登録公社債

無記名國債、無記名社債、
府債、銀圓、動産各債券の
朝鮮殘留分推定

韓國で焼却された日銀券「四
のうち韓
國人所有分と推定される分

- (1) 二つの意見がある。
本立替金については次の
二つであるから韓國に對し支
払の必要がない。
(1) 日本政府間の貸借關係
であるから韓國に對し支
払の必要がある。
(2) 朝鮮の地方的債務でな
いから支払の必要がある。

(4)

韓國人軍人、軍属、戦傷病者、戦死者に対する
弔慰金等

(5)

韓國人雇用労務者の諸未
払金及び死亡あるいは負
傷した者に対する弔慰金
等の支給

(4)

人道上の観点から日本国民に準じた取扱をする。
(戦傷病者戦死者遺族等援護法の適用の専用を考慮する。)

(1) 弔慰金

戦没者一万名、弔慰金を
として計算

(2)

退済年金(昭和二十年から平和条約発効の日までと
する)

(注)

戦傷病者については該当者数が判明
しないので障害年金の計算はできない。

(3)

復員軍人、軍属の未払給
手(郵便貯金を含む)

算定不能

右と同じ

(6)

被用労働者に与する賃
未払金供託分の返還

支 払 う

ただし、供託金のほかに労
働者の郵便府金及び現在大蔵
省が保管している未払給与等
を含む。

本邦引換韓国人の税金預り
金

(7) 韓国人が本邦及び日本
占領地域より帰國の時、
寄託せしむられた金額の
補償

日本国民に準じて支払う。
軍需については日本国民と
同様の取扱いとする。

(8) 諸未収金・注文品代金
開港金

韓國側が提示した十六項目
の内容は不明であるがこの項
目中には日本政府(ある時は朝
鮮總督府)に対する韓国人本来
の賜得物(債権)を含むもの
があると認められるので、次
の方針の下に処理をはかる。

韓国人が終戦前から合法的
に日本政府に対して有した債
権を認める。

(一)かく、朝鮮總督府に対する
日本政府の債務については
支払うべしとの意見もある。

(9) 日本金庫鑑定及び保険
会社に対する債務

(一)在韓本邦支那支店の金融
機関の債務は、韓国内での
清算により明確足されるべき
ものとする。(二)

一本野

(三)次の(1)及び(2)の考え方
によれば、(一)の

(11)

在内地法人に対する韓國
人債権は、韓国人が合法的
に有するものについて認め
る。(工口印會社)

非居住者預金

生命保険責任準備金

<p>第六項 韓國國民所有の日本法人 の株式又はその他の証券の 譲定</p>	<p>譲定する。 ただし、韓國法人の場合は、 その株主の韓國人分について 譲定する。</p>	<p>六五條(イ)に付づていつ。</p>
<p>第七項 譲記の賃財産又は請求権 により生じた結果実の返還</p>	<p>私法上の債権の果実の返還 を認める。</p>	
<p>第八項 財産返還及び決済の期間</p>	<p>未 定</p>	
<p>留保項目 一 恩給等</p> <p>「第三國所在の韓國人の 財產回収に対する補償」</p> <p>二 の(2)(3)(4) 日本人及び 日本法人に対する韓國内 金融機關の拂り資金</p>	<p>韓國人官吏に対する恩給等 諸未払金は、平和条約発効まで の分に限り支払う。 韓國と相手国との間の問題 であるので、日本政府は補償 しない。</p> <p>内容不明</p>	<p>[REDACTED]</p>

(4)

日本人一法人を含む)の未納税金

(5)の貿易補償金及び

(6)の貿易保留金

日本国内部の問題であると
いう意見と、支払うべきとの
両説がある。

内容不明

補償しない。

(7)ないし8)の軍事行動、
強制掠奪、一九四五年八
月九日以後の日本官吏の
越権行為、強制供出、企
業整備による被害